

◎新潟県告示第1126号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する第54条第3項の規定により、砂山地区土地改良事業共同施行代表赤井田正隆から区画整理事業砂山地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

令和6年10月18日

新潟県新発田地域振興局長